

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

七尾市長 茶谷 義隆

市町村名 (市町村コード)	七尾市 (17202)
地域名 (地域内農業集落名)	能登島向田地区 (能登島向田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月8日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

能登島向田地区の農地は担い手である(農)A、(農)Bの集積、集約が進んでいるが、今後のことを考えると後継者の育成が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米を主要作物として継続していく。今後の状況を見極めたうえで特別栽培、有機栽培、高収益作物の栽培に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

ほ場整備された農地、多面的能支払交付金を活用し地域で保全管理している農地とその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後も担い手を中心に集積、集約を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の貸付け意向があり、担い手も借り入れる意向があれば、その農地は農地中間管理機構へ貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
整備完了済。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業を受託する業者があれば必要に応じて検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①農地の周辺の山林については、計画的に緩衝帯をつくり、フェンスを設置しており、今後も地域で維持・管理に務める。
- ③個人農家は民間のドローン防除を利用し、(農)Aは自前でドローンを保持し、防除している。今後もそれらを活用し、作業の効率化を図っていく。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、地域で農地保全・管理に務める。